

利用者支援事業 都内取組事例集

平成31年3月

東京都福祉保健局少子社会対策部計画課

はじめに

平成 25 年度に利用者支援事業が創設されて以来、今年度で 6 年目を迎えました。教育・保育施設や地域の子育て支援施策の急速な拡充が図られている中、利用者支援はさらに重要性を増しています。

制度創設当初は、基本型、特定型の 2 類型でしたが、平成 27 年度に母子保健型が加わり、また、平成 28 年度からは夜間・休日等加算、平成 29 年度からは出張相談支援や機能強化のための取組加算が設定されるなど、国においても制度の充実が図られているところです。さらに、都としても平成 28 年度より「利用者支援体制強化事業」を実施し、専任職員を複数配置して利用者支援体制を強化している自治体の取組を支援しています。

各区市町村におかれましては、地域の実情に応じた様々な取組を展開されているところと存じますが、本事業はまだ歴史が浅いこともあり、「利用者支援事業とは何をすればいいのか」「どう取り組めばよいか試行錯誤中である」ということや「事業実施にあたって他自治体の事例が知りたい」という御担当者の声も多く聞かれているところです。

各自治体の取組事例については、平成 28 年度より各年に一度、都内自治体の御協力をいただいて事例集を作成、配布させていただいているところです。このたび、新たに都内 3 自治体における利用者支援事業の取組を見学・取材させていただき、お聞かせ頂いた声を本事例集にまとめました。各自治体におかれまして、利用者支援事業の開設、取組の拡充等に御活用いただきたく思います。

最後に、御多忙にもかかわらず、見学・取材に御協力くださった世田谷区、武蔵野市、東村山市の皆様、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

目次

取組事例	1. 世田谷区	ひろば型中間支援センター（基本型）	4
		・世田谷区の利用者支援事業（基本型）	5
		・中間支援センターの概要	5
		・中間支援センターの役割・業務	6
		・中間支援センターの運営方法	8
		・情報共有・連携の体制について	11
		・今後の展望	12
取組事例	2. 武蔵野市	O123 吉祥寺・O123 はらっぱ（基本型）	14
		・武蔵野市の利用者支援事業（基本型）	15
		・O123 施設開設の経緯・利用者支援体制の整備	15
		・運営体制	16
		・利用者支援	16
		・地域の子育て資源の育成	18
		・市との役割分担	20
		・今後の展望	22
取組事例	3. 東村山市	ゆりかご・ひがしむらやま（母子保健型）	23
		・東村山市の利用者支援事業（母子保健型）	24
		・開設の経緯	24
		・実施体制	25
		・実施内容	25
		・他機関との連携体制	29
		・今後の展望	30
参考資料			31

世田谷区

ひろば型中間支援センター（基本型）

【拠点概要】

- 拠点名称
ひろば型中間支援センター
- 開設日
平成27年4月30日
- 実施場所
世田谷区宮坂 2 - 21 - 1 Nハウス経堂内
- 運営形態
運営委託 [受託] NPO法人せたがや子育てネット
- 利用方法
電話、メール、来所による

妊娠中から乳幼児のいる家庭の 子育て相談 世田谷区地域子育て支援コーディネーター



出産のとき、
上の子どもは
どうしたらいい？

子育て、てんてこまい！
どうしたらいい？

仕事や保育園、
どうやって探そう？



対象者：区内在住もしくは世田谷区に引っ越し予定で、妊娠中及び子ども（主に乳幼児）の保護者等

「こんなこと聞いているの？」「誰に相談すればいいの？」子育てはわからないことだらけ。

困ったときは、『世田谷区地域子育て支援コーディネーター』にご相談ください。

あなたの「困った」を一緒に考え、あなたを適切な支援へつなぐお手伝いや必要な情報をお伝えします。

【HP】 <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/541/d00141483.html>

概要：世田谷区の利用者支援事業（基本型）

○世田谷区では、平成27年の子ども・子育て支援新制度開始に伴い、子育て家庭からの相談を基に個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を実施する取組として利用者支援事業を実施した。

○基本型においては、区内で実施しているおでかけひろば（子育てひろば事業）を活用し、「区民団体の力を生かした利用者支援事業」を掲げ段階的な整備を開始。平成27年に全区的に相談事業を担う「ひろば型中間支援センター」

利用者支援事業「世田谷区地域子育て支援コーディネーター」とは・・・

子どもや子育ての相談・支援体制の充実をはかるため、世田谷区では親子が気軽に立ち寄ることができる常設の場「おでかけひろば」等での利用者支援事業を始めました。（「子ども・子育て支援法」第59条第1項に基づく事業。）

平成27年	4月	中間支援センター（世田谷区内5地域での展開を支援）開始
	10月	烏山地域（おでかけひろばふりっじ@roka）開始
平成28年	10月	北沢地域（おでかけひろば@あみーご）開始
平成30年	3月	世田谷地域（古民家mamas@世田谷1丁目）開始
平成31年	2月	玉川地域（おでかけひろば まーぶる）開始
		砧地域（おでかけひろば きぬたまの家）開始

※世田谷区作成ポスターから一部抜粋

（利用者支援事業基本型。以下「中間支援センター」という。）を開設した。同年10月には烏山地域のおでかけひろばでも利用者支援事業（基本型）を開始。その後も各地域を担当する利用者支援拠点を計画的に開設していき、平成31年2月現在、5つのおでかけひろばでの利用者支援事業及び1つの「中間支援センター」により、相談事業を実施している。

○利用者支援事業（基本型）に従事する専門員は、「世田谷区地域子育て支援コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）として、妊娠中から乳幼児のいる家庭の様々な悩みの相談を受け付けている。

○おでかけひろばでの利用者支援事業（基本型）である「ひろば型」については、平成27年度に烏山地域を開設した後、公募により各地域のおでかけひろばでの整備を進め、平成31年2月より区内5地域の整備が完了しました。

各地域のひろば型では、おでかけひろばでの相談だけでなく、子育て家庭の参加が見込まれる各地域の講座・イベント（母親学級・ファミサポ利用会員登録説明会など）などのアウトリーチ型の支援の実施や、行政機関の窓口への同行支援を行っている。

中間支援センターの概要

1 導入の経緯

○世田谷区においては、もともと区内全域で一気に利用者支援事業を整備するのは難しいという考えがあった。そのため、おでかけひろばの整備と併せて、全区的に相談事業を担い、コーディネーターの質の平準化と向上を図る拠点である中間支援センターを平成27年度に設立。利用者支援事業基本型として来所又はメール・電話による相談を受け付けるほか、地域の子育て情報の集約や事業

者間のネットワーク構築、新たに相談業務に従事するコーディネーターの人材育成を業務として位置づけ、運営を開始した。

○地域が広く人口も多い世田谷区では、地域を5つに分けて利用者支援事業拠点を開設した場合、その狭間（境目）にいる方がどこに行けばよいのかわからなくなる。そのため、地域の子育て支援団体であり、現在中間支援センターや一部の利用者支援事業拠点の運営を受託しているNPO法人せたがや子育てネットから、他拠点の立ち上げ支援や全区の調整を担う中間支援センターを作ることの提案があった。区としても、地域で子育て支援をする団体がその地域の利用者支援を担うべきという考えがあったため、中間支援センターの導入に至った。

2 人員体制

○中間支援センターは、専任職員が4名、補助職員が2名。補助職員は今年度研修受講済みのため、平成31年度からは専任になる予定。平成31年度6月からサブを1名増やすことを予定している。

○職員は全員非常勤でシフト制。中間支援センターは常時2人体制をとっている。保育士や社会福祉士の資格を持っている方や、おでかけひろばで活動してきた方、子育て支援団体で家庭訪問の支援などの経験がある方がほとんど。実際のおでかけひろばでの事業を通じて、中間支援に向いていそうなお母さんなどに声をかけて、研修を受けた後、コーディネーターになってもらうこともある。

中間支援センターの役割・業務

○利用者支援拠点の一般的な相談業務と比べ、中間支援センターとしての特徴的な業務は「メール相談」「区内の子育て支援情報の集約」「区内他拠点への支援」「新規開設拠点における人材育成」の4つに分けることができる。

1 メール相談

世田谷区地域子育て支援コーディネーター
妊娠中から乳幼児のいる家庭の子育て相談
なんだかモヤモヤする… 子育て、てんてこまい! どうしたらいい?
どんなことでも大丈夫。まずはお電話・メールをください!
■中間支援センター：宮坂2-21-1 Nハウス経営（全地域の窓口）
電話 070-5011-5270 (月曜～金曜 10時～15時)
■メールでのご相談 shien@setagaya-kosodate.net
QRコード(メールアドレス)▲

↑世田谷区地域子育て支援コーディネーターのPRカード。
電話とメールの相談窓口をPRする。

○メール相談では、専用のメールアドレスに寄せられた子育ての悩みについて、コーディネーターが内容を検討のうえ、返信していく。必要に応じて他の利用者支援拠点や子育て支援サービスにつなげるといった対応を実施している。

○区内の他の利用者支援拠点とは違い、中間支援センターは事務所の形態をとっている。そのため、来所の相談は少なく、メールや電話、アウトリー

ちによる相談がメインとなる。特にメール相談は、いつでも書いて送れることから、働いている親をはじめ、相談の窓口を広げるためにとても有効である。地域のおでかけひろばなどの利用経験が少ない母親、又はそういった場所にあまり参加することができない父親や家族などから相談が寄せられるため、新たな支援ニーズの発掘にも役立つ。

○ただし、メールの取り扱いや、対応方法については特に気を使う必要がある。いつでも返信ができる訳ではないため緊急の対応が難しいことや、メールのみでのやり取りに終わり顔の見える関係が作れないこともある。そのため、必要に応じて身近な地域の相談窓口に繋いでいくことを念頭に置きながら運営をしている。

2 区内の子育て支援情報の集約

○区内全域を対象とした子育て支援情報を集約し、区民や利用者支援事業者に対して提供していくことも中間支援センターの役割のひとつである。

○逆に各地域で寄せられた相談のうち、特にその地域だけでは対応できないものについて、全コーディネーターに情報共有しニーズとして集約を行うと同時に、その解決策を探り出していくこともある。

○例えば外国籍の親子が同じ境遇の親子との繋がりをもちたいと思っている場合、地域だけではそれが見つからないことがある。そのように地域で掘り起こされた新しいニーズをまとめ、NPO団体としてもつ民間企業や支援団体とのネットワークを活用することで、それに対応できる社会的資源を新しく作り出していくのも中間支援センターとしての役割である。

3 区内他拠点への支援

○世田谷区では、それぞれの拠点をそれぞれの地域のエキスパートともいえる子育て支援団体が運営している。それだけに、広域的な取組や他地域の取組を参考にしたい時などは、中間支援センターが広いネットワークを用いて助言等の支援をしていくことが重要となる。特に拠点開設の際の人材育成や研修など、利用者支援体制の構築の段階には中間支援センターが大きな役割を担っている。

4 新規開設拠点における人材育成

○新規に開設する利用者支援事業拠点を担う団体に対して、中間支援センターのコーディネーターが運営に係るノウハウなどを研修によって提供していく。

○研修は事業実施前の1か月間、中間支援センター内で行う。特に地域のおでかけひろばで直接的な子育て支援を実施してきた団体にとって、利用者支援事業ではこれまで行ってきた活動と異なる視点が求められることがある。自分たちの拠点で支援を完結させるのではなく、他の行政サービスや支援団体に繋ぎながら調整を行っていくといった視点を学んでもらうことが大切。

○中間支援センターで行う研修では、主に相談事例の検討・検証を通じて、相談のプロセスや理念を学んでいく。

中間支援センターの運営方法

1 子育て情報の集約・共有方法

○行政の情報はアプリ（せたがや子育て応援アプリ）や区のHPで見ることができるが、それ以外の地域の情報を多く集め、行政の情報とともに子育て家庭へ届けることが重要である。

○中間支援センターのコーディネーターは、支所へ出向く際に地域の担当者から話を聞いたり、出席する要保護児童対策協議会の場で他の団体から子育て支援の情報を集めたりしている。基本的には足を使って情報を集めており、調べた情報は全コーディネーターに共有できるよう、既存の情報共有クラウドサービスを活用して蓄積している。

○相談者の依頼があった場合は、区や保育園事業者に直接聞いたりすることもある。

○業務内外に関わらず、常にアンテナを張り巡らしている。行政だけでなく、地域の子育て支援団体の情報などが大切であるため、地域の掲示物も重要な情報収集のツールである。情報の収集においては、区民団体としてもつネットワークも最大限活用し、民間企業から子育てサークルまで、幅広く情報収集を行っている。一方で、民間のデータはすぐ内容が変わることがあるので、情報の正確さには気を付けている。

2 住民への情報発信

○相談に対応する形での情報発信のほか、希望する方に向け、メールマガジンを配信している（登録数 2,000 名程度）。おでかけ情報を中心とし、子育てに役立つ情報を発信している。また、特別な子育て支援のニーズに対応する形で、「双子・三つ子メルマガ」（登録数 200 名程度）も配信中。どこで双子の会が開催されるかや、双子や三つ子の子育ての悩みに関するコラムなどを掲載。

○世田谷区のコミュニティ放送局である「エフエム世田谷」で、週に一回子育てについての情報の放送も行っている。

3 相談対応の流れ

○相談の内容によって当然方針は異なる。話をしている中で行政の支援に繋がった方が良かった場合は、保健師や子ども家庭支援センターなど行政の専門的な支援につなげる。その判断は一人で行うのではなく、メールであればその日にいるコーディネーター全員で確認し対応を考えるなど、複数の目で適切な支援を見極めて進めている。

○中間支援センターは事務所の形式をとっているため、来所が多い他の利用者支援拠点と異なり、アウトリーチ型の対応が多い。日々の活動の中で悩んでいる人がいた場合に、「よかったらお話しに來ませんか」という形で中間支援センターにお誘いをし、話を聞くといった対応も実施している。

○具体的な相談の際には、まずは行政に相談をしたかどうかを聞く。どうしても生活の為に行政サービスを利用しないといけない場合もあるため、そういう時は窓口に同行するなど、寄り添いながら行政に繋ぐことを心掛けている。地区担当の保健師などに連絡し、動きを合わせることもあるが、保健師と連携を深めるには、顔の見える関係を作ることが大切。事業開始の段階ではなかなか難しかったが、事業自体の認知度が上がるとともに徐々に関係を作れてきたので、そういった円滑な連携もできるようになってきた。

○メールや電話、アウトリーチで子育て家庭の悩みを発掘し、その内容やリスクの重さに応じて地域の利用者支援事業拠点や行政機関に繋げていくことが、中間支援センターにおける相談対応の基本となる。

4 相談状況

○中間支援センターにおける相談対応状況は、平成30年度4月～12月の間でメールが56件、電話137件、来所3件、アウトリーチ120件となっている。相談の内容としては、子どもの預け場所やおでかけ場所などの子育て関係が過半数を占めるが、それ以外にもDVなどの配偶者に関する相談、親の介護などのダブルケアの相談などもあり、適切な相談窓口の紹介や情報提供を行っている。

○前述のとおり、中間支援センターにおける相談対応は、最終的には他の利用者支援事業拠点や行政機関に繋げていく事になるため、そのほとんどを中間支援センターで抱えることがなく、「対応完了」となる。当然、その後に地域で対応が難しくなった場合は、フォローを行っていく。

5 利用者へのPR方法

○世田谷区地域子育て支援コーディネーターのカードを名刺代わりにし、母親学級などに出向いた際に区民に配布することでPRを行っている。

○ポスターなどは保育園・幼稚園、医師会・薬剤師会に配布。地域のスーパーに掲示を依頼している。また、民生・児童委員にもPRに協力していただいている。

○チラシを配るだけでは事業内容を理解してもらえないこともあるが、一方で利用経験のある親たちによる口コミで広まることもある。相談をしてもらうように働きかけるという意味では、コーディネーター自身による手渡しが一番有効と感じている。

／ みんな悩んでる！みんなわからない！／
 ちよつと話してみませんか？



- 出産のとき、上の子どもをどうしたらいい？
- 産院から自宅に帰ってからふたりっきりの生活が心配。
- 双子を出産予定だが、情報が欲しい。
- 仕事や保育園をどうするか悩んでいる。
- 仕事を続けていくのに、育児と仕事の両立や預け先が不安。



【妊娠中】



【出産後】

- なんかイライラ、モヤモヤする・・・
- 自分がリフレッシュするため、子どもの預け先を知りたい。
- 子育てを辛く感じることもあるのですが・・・
- 子育てについて話ができるママ友を作りたい。
- 子どもの発達が少し心配だが、どこに相談していいのかわからない。

- 妻が里帰りから帰ってくるので、地域のコミュニティを知りたい。
- 仕事を辞めてしまったが、また働きたいのです。何から始めればいい？
- 介護と育児を抱えて困っています。話を聞いていただけますか？
- 引っ越してきたばかりなので、世田谷の情報を知りたい。
- 孫を預かっているが、お出かけ先、ちょっとした預け先を知りたい。
- 保育園、幼稚園の情報を知りたい。
- 子どもをのびのび遊ばせる場所を教えて。



【他にも色々なこと】

利用者支援事業「世田谷区地域子育て支援コーディネーター」とは・・・

子どもや子育ての相談・支援体制の充実をはかるため、世田谷区では親子が気軽に立ち寄ることができる常設の場「おでかけひろば」等での利用者支援事業を始めました。（「子ども・子育て支援法」第59条第1項に基づく事業。）

平成27年	4月	中間支援センター（世田谷区内5地域での展開を支援）開始
	10月	烏山地域（おでかけひろばふりっじ@roka）開始
平成28年	10月	北沢地域（おでかけひろば@あみーご）開始
平成30年	3月	世田谷地域（古民家 mamas@世田谷1丁目）開始
平成31年	2月	玉川地域（おでかけひろば まーぶる）開始
		砧地域（おでかけひろば きぬたまの家）開始

このチラシの問い合わせ先
 世田谷区子ども・若者部
 子ども家庭課
 電話：03-5432-2569
 FAX：03-5432-3081

事業PRチラシ（裏面）。相談の具体的な例示を示すことで、
 誰でも気軽に相談できるような雰囲気を作り出している。

1 各機関との連携体制

○区内の子ども家庭支援センターや、保健師、栄養士、歯科衛生士による健康に関する相談業務を行う世田谷区健康づくり課と特に連携を取っている。年齢や相談内容を踏まえて連携先は変わるが、概ね子供自身のことであれば健康づくり課、お母さんの悩みのことなどについては子ども家庭支援センターというように意識している。ただ、健康づくり課と子ども家庭支援センター同士の連携も当然とれているので、「どちらに繋いでくれてもいいですよ」と言ってもらえている。これは各機関の中でコーディネーターへの理解が進んできたことによるものが大きい。

○その中でも、特に地域で子育て家庭とつながる機会を多くもつ保健師とは、密に連携を取る必要がある。そのため、保健師が集まる会議にそれぞれの地域のコーディネーターが出向き利用者支援事業の説明をしたり、情報共有をお願いしたりするなどして、関係づくりを進めている。

○また、中間支援センターのコーディネーターは、5地域の要保護児童対策協議会と、全区の要保護児童対策協議会に出席している。

2 他機関との役割分担

○利用者支援事業では、民間の情報も活用するという点が他の行政機関との大きな違い。家庭の問題を専門的な行政サービスで解決するのが子ども家庭支援センターである一方、利用者支援事業では行政サービスだけでなく民間の活動などにもつなげることができる。例えばベビーシッターが一番の解決方法だとしても、子ども家庭支援センターでは情報がいないため紹介ができないこともある。元々地域に根付いた子育て支援を実施してきた団体が運営を行うことで、行政では対応が難しいような場面においても、地域の情報すべてを活用して包括的な支援をコーディネートできるのが利用者支援事業の強みとなっている。

○保育サービスの場合も、それぞれに条件があるため、利用者がそれを満たせない場合は対応ができないことがある。しかし利用者支援事業は、「なぜその悩みが生じているのか」「それなら今後どうしたらいいか」ということを一緒に考え、生活に寄り添っていくことが役割。当然まずは子ども家庭支援センターの子育て応援相談員（利用者支援事業特定型）を頼ってもらうことになるが、それでも問題が解決できない場合の別の筋道を示すために、コーディネーターがいる。

○行政の各機関では上記の役割分担を意識できており、相談体制は整っているが、利用者にとってはどこに相談に行くべきかわかりづらいものになっていることが今後の課題。

3 区民版子ども子育て会議

○世田谷区では、子ども・子育て支援法により位置づけられている子ども・子育て会議とは別に、区の子育て支援の構築プロセスに区民が直接参加する仕組みとして、平成26年度から「区民版子ども・子育て会議」を実施している。区の職員のほか、民間企業で働く区民など、これまで100以上の所属にわたる多様な参加者が会議に参加してきた。



○行政の制度の中で設置された会議だけでなく、このように子育て支援に関心のある区民が集まる場も、ネットワークを広げ情報を集める機会として大切にしている。

今後の展望

○利用者支援事業の基本型としては、平成30年度に玉川地域・砧地域で新たな拠点を開設したため、区内5地域すべてでの事業実施体制が整った。区とNPOせたがや子育てネットをはじめとした運営事業者が連携し、中間支援センターの機能や蓄積された情報を最大限に生かすことで、さらなる質の平準化及び向上に努めていく。

地域差を生まない質の平準化

○世田谷区では拠点のある5地域の中で、広さ・人口・環境などが全く異なっている。利用者支援の拠点となるおでかけひろば自体の整備においても、土地の問題や地域を担う子育て団体の有無など、地域によってその充実度に差が生じてしまうこともある。今後は、各地域の利用者支援事業拠点と中間支援センターを中心にそういった地域差を少なくしていき、どの地域においても充実した利用者支援を行えるよう、体制を整備していきたい。

区内全域における利用者支援の質の向上

○たとえば相談事例の検討・検証についても、今までコーディネーターに向けた研修で行ってはいるが、相談記録の取り方などを統一するなど、効率的な運営形態を構築していく。

○また、区内で実施している「世田谷区版ネウボラ」をはじめとし、母子保健や虐待防止など専門的な支援との連携をより密にとっていくことで、区内の子育て支援体制をより充実させていく。



世田谷区版ネウボラ事業PRチラシ→

○世田谷区では子ども・子育て支援新制度の開始以前から、民間団体が積極的に地域の子育て支援を担い、活動を行ってきた。そのため、地域に地盤を持った民間団体が利用者支援の運営を担うことで、より身近でより充実した相談体制を構築することができている。利用者支援事業の運営委託を通じて、区と民間団体がお互いの役割をしっかりと認識しながらも、「世田谷区の子育てを良くする」といった共通の目的を持ったパートナーとして協働することが、世田谷区の子育て支援の充実につながっていくと考えている。

武蔵野市

0123 吉祥寺・0123 はらっぱ（基本型）



【実施場所】

武蔵野市立0123吉祥寺

- 住 所 〒180-0002 武蔵野市吉祥寺東町 2-29-12
- 電 話 0422-20-3210
- 開館時間 午前9時～午後4時
- 休 館 日 日曜、月曜、祝日（こどもの日を除く）、年末年始
- 対 象 0～3 歳の子どもとその保護者

武蔵野市立0123はらっぱ

- 住 所 〒180-0011 武蔵野市八幡町 1-3-24
- 電 話 0422-56-3210
- 開館時間 午前9時～午後4時
- 休 館 日 金曜、土曜、祝日（こどもの日を除く）、年末年始
- 対 象 0～3 歳の子どもとその保護者

※ 運営は両施設とも公益財団法人武蔵野市子ども協会が指定管理者制度により行っている。

【HP】 <http://mu-kodomo.kids.coocan.jp/0123/index.html>

概要：武蔵野市の利用者支援事業（基本型）

○武蔵野市では、市が設置した子育て支援施設である「O123吉祥寺」及び「O123はらっぱ」の2施設において、平成27年度より利用者支援事業（基本型）を開始した。平成4年に武蔵野市が任意団体として設立し、平成23年に公益財団法人となった「武蔵野市子ども協会」が、上記施設の管理運営団体として運営。子育てひろば事業と一体となった利用者支援業務を実施している。



↑「O123 吉祥寺」及び「O123 はらっぱ」の施設外観。「O123 吉祥寺」は元々幼稚園のあった敷地に建設された建物で、木材がたくさん使われた温かみのある施設。「O123 はらっぱ」はガラス窓が多く太陽の光が降り注ぐ明るい施設になっている。

O123 施設開設の経緯・利用者支援体制の整備

1 O123 施設の開設

○「O123 吉祥寺」は平成4年11月に開設され、一日80組程度が利用する子育て支援施設として運営を行っていた。その後、多くの市民に支持された結果、全市的バランスを考慮した上で平成13年5月に「O123 はらっぱ」を開設。現在はO123 吉祥寺では一日約70組、O123 はらっぱは約100組の親子が利用している。

○利用者支援及び地域連携については、子ども・子育て支援新制度が始まる前から、スタッフが日々の運営業務の中で利用者からの相談に対応するなど、重要な業務として行われていた。そのため、平成27年度には、既存の業務を利用者支援事業として位置づける形で事業を開始した。

2 実施体制の整備

○平成27年度の事業開始当初は上述のとおり既存の施設スタッフを専門員として位置づけることで、施設の運営体制を変えることなく利用者支援事業を行っていた。しかしやはり相談のニーズは多く、また、特に地域連携に力を入れることを目的として、平成29年度から各館のスタッフを増員し、専門員がより利用者支援事業に注力できるような体制を整備した。

運営体制

1 現在の人員体制

○「O123 吉祥寺」では、現在常勤スタッフ5名と、行事のある時に託児などを行う非常勤スタッフが働いている。「O123 はらっぱ」では、常勤スタッフが6名となっている。そのうち専門員は各施設に1名の配置としているが、そのほかのスタッフも子育て支援員研修を受講しているため、専門員が不在の際などにも同様の働きをすることができている。

2 子育て支援情報の集約方法

○後述する利用者支援事業担当者会議、子育てひろばネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会の実務者会議などでは、それぞれの担当者とのコミュニケーションの中で地域の子育て支援に係る情報を収集している。

○市内の子育て支援施設などの情報については、市報の他、月刊の便りなどを交換便で送ってもらい、情報の収集を行っている。また、市内の各保育園や幼稚園などには、入園案内の送付を依頼し、利用者が施設内で自由に閲覧できるようにしている。

○その他、施設利用者とのコミュニケーションから、口コミの情報を得ることも大切。また、専門員が地域のコミュニティセンターなどで行われる、さまざまな団体が開催する親子ひろばにも参加し、情報収集を行っている。

利用者支援

1 相談の流れ

○子育てひろばを兼ねており、日頃から親子が気軽に遊びに来る施設であるため、職員との日々のコミュニケーションがきっかけになり相談となることが多い。できるだけ話を聞くことで、利用者の気持ちやそれぞれの生活に寄り添いながら親子の悩みをともに考えていくことを心掛けている。

○そのほかにも、予約制の託児付相談（一人当たり相談時間30分／2コマ）を週に1回行っている。子どもがそばにいと目が離せず、じっくり話し込めないこともあるため、託児を実施することが重要な点だと捉えている。利用者が落ち着いて心の内を相談できる環境を提供することが大切。施設が設定した時間ではない時に利用者からの希望があった場合でも、臨時の託児対応を行うなどして、できるだけ希望に沿うような相談環境を整えている。

○相談の内容については施設の職員間で共有をするとともに、各施設で週に1回ケース会議を設け、その週の中で気になる親子がいた場合には対応を検討している。内容の重さに応じて、フェイスシートを作成し、専門員が相談記録を管理している。

○基本的に利用者は居住地によって「0123 吉祥寺」か「0123 はらっぱ」を使い分けることが多いが、両施設を利用している家庭も多いため、必要に応じて施設間での情報共有も行っている。

○その中でも、特に重いケースの疑いがある場合は、要保護児童対策地域協議会の枠を活用して市の保健師や子ども家庭支援センターに連絡し、情報提供を行う。逆に、関係機関から施設の利用者に関する情報が提供されたり、相談の受け皿となることもある。心配な家庭も日常的に見守ることができる場所として、他の相談機関とも密に連携しながら対応を行っている。

2 相談実施状況

○平成29年度の年間相談件数は「0123 吉祥寺」が397件、「0123 はらっぱ」は339件。

○相談内容は多岐にわたるが、最近は親自身の悩みや、子どもの発達や行動に関する相談が多い。特に発達については0123 施設だけでは対応が難しい相談内容のこともある。そのような場合は、「子ども家庭支援センター」につないだり、心身の発達が気になる親子への療育相談と支援を行う「地域療育相談室ハビット」を紹介したり、ハビットの職員に来てもらって相談の機会を設けたりすることもある。

3 子育て支援情報の提供

○前述のとおり、さまざまな方法で得た子育て支援情報を、施設内のポスター掲示やチラシの配布、情報をまとめたファイルの設置などを通じて、施設利用者に提供している。

○また、「0123 吉祥寺だより」「0123 はらっぱだより」を隔月で発行し、施設内のイベント情報などを紹介するほか、市内の子育てひろばの情報をまとめた「子育てひろばおでかけ map」を年2回発行している（後述する「子育てひろばネットワーク」としての取り組み）。

○また、日々の相談を通じて、個々の利用者に対して適切な情報を提供し、サービスの利用支援を行っている。

4 両施設間又は他機関との連携

○0123 施設間では、2か月に1回合同会議を行うほか、毎月両施設の園長による情報共有の場を持ち、連携をとっている。また、武蔵野市の利用者支援事業各類型の担当者が定期的に集まり情報交換などを行う場として、「利用者支援担当者会議」を開催している。

○利用者支援担当者会議○

【内 容】相談内容・件数の報告、情報共有、課題の検討、研修会等

【出席者】利用者支援専門員（0123 吉祥寺、0123 はらっぱ）（基本型）、
子ども育成課保育コンシェルジュ（特定型）、健康課（母子保健型）、
子ども家庭支援センター、子ども政策課（基本型所管課）、子ども協会事務局

【開催頻度】年6回

○利用者支援担当者会議の開催に合わせて、同じ出席者で要保護児童対策地域協議会の実務者会議も行っており、0123 施設の利用者のうち、気になるケースの情報、支援方針を共有している。

○そのほか、地域の子育て支援団体、関係機関とは、後述する「子育てひろばネットワーク」を中心とした連携を行っている。

5 利用者支援事業の PR 方法

○施設と一体になっているため、利用者支援事業としてPRを行うことは少ないが、各施設に相談事業を紹介するチラシを配ることや、また託児付相談については、主に市報などで広報を行っている。

地域の子育て資源の育成

○0123 施設は、施設の利用対象を「0～3 歳の子どもとその保護者」としているため、利用する親は子どもが成長し3歳を超えると、幼稚園に通わせるなどするため施設にはあまり来なくなる。そういった親たち、いわゆる「先輩ママ（パパ）」にも継続して地域の子育てに関わってもらう工夫や取組を多く実施している。

1 親子と地域を繋げる

○施設を利用する親たちには、一人で子育てをするのではなく、周囲の人たちと積極的に関わってほしいという思いがある。そのため、各施設で行う「0123 まつり」では、当日のステージに向け、毎年大型紙芝居、コーラス、ダンスなどのグループ活動を支援している。先輩ママを中心として利用者の力を取り込んだ催しとなる雰囲気があり、新たなコミュニケーションやネットワークを生むきっかけとなっている。



↑ 0123 祭りの様子

2 0123 支え合いネットワーク

○施設の利用者と先輩ママをつなぐネットワークとして、「0123 支え合いネットワーク」がある。子どもが3歳以上になった親は先輩ママとしてネットワークへの登録が可能になり、「Q&A 利用者×先輩ママ」や「先輩ママと語ろう！」などの取組に参加してもらい、子育てのノウハウなどを利用者に伝える貴重な存在として活動に携わってもらっている。子どもが就学する際には、ネットワークへの先輩ママ登録は終了となるが、その後もボランティアとして活動に関わってくれる親もいる。平成29年度の登録者数は、0123 吉祥寺で20人、0123 はらっぱで58人。

3 情報パネル「Q&A 利用者×先輩ママ」

○0123 施設の中には様々な掲示物があるが、その中でも先輩ママとの縦の繋がりを作る取組として実施しているのが、「Q&A 利用者×先輩ママ」の掲示板である。ここでは、利用者から寄せられた質問や相談に対して、「0123 支え合いネットワーク」に登録する先輩ママが回答を作成し、それを掲示している。掲示板には日常の子育てに関する疑問を自由に書き込むことができ、それを利用者支援専門員が確認し、メールにより先輩ママに回答を依頼する。直接的に顔を合わせて相談するのではないことから、相談のハードルも低く、繋がり

のきっかけとして活用されている。

○利用者の横の繋がりを生むツールとして、「できる事・やってみたい事掲示板」も実施している。利用者から「やってほしい催し」や「自分ができる催し」を募集し、10名以上の賛同者など条件を満たすことで施設が実際にその催しを開催するサポートを行う。



4 先輩ママと語ろう！

○先輩ママと利用者が実際に顔を合わせてコミュニケーションを取る場として開催しているのが、「先輩ママと語ろう！」である。利用者が悩んでいることを各回のテーマとして設定し、先輩ママが自身の経験をもとにアドバイスを行う。当日の司会はスタッフがを行い、初対面の両者が話しやすい雰囲気を作り出す調整役を担う。

○専門的な立場からではなく、同様の悩みを経験してきた先輩ママからの話を聞くことで、子育ての悩みに対する不安感を和らげることができるのが取組のメリットである。



＜平成29年度先輩ママと語ろう！開催実績（0123 吉祥寺）＞

0123 吉祥寺	テーマ	定員(人)	申込(人)	参加(人)	先輩ママ (人)
6月6日	聞きたい知りたい幼稚園生活	15	15	14	5
10月17日	どうしたらいいの？ オムツはずし	15	18	11	6
1月26日	子どもの習い事	15	13	12	6
合計3回		45	46	37	17

市との役割分担

1 市の子育て支援事業との関係

〇武蔵野市では、従前より、0123 施設の取り組みとは別に、「コミセン親子ひろば」「子育てひろばボランティア養成講座」といった、市が直接行う子育て支援事業が展開されており、市の子育て支援として、0123 施設と相互に補完し合うような関係であった。

〇しかしながら、これらの事業には利用者支援事業、とくに地域連携に相当する要素が多く、平成 29 年度以降は、以下のとおり、0123 施設の利用者支援事業と一体的に実施することとした。その際、市内の様々な団体・施設と子育て家庭をつなぐネットワークの構築を目的として、市の子ども家庭部子ども政策課に「子育て支援アドバイザー」を独自に配置し、0123 施設の利用者支援専門員とともに、地域連携を推進している。

2 コミセン親子ひろば

〇武蔵野市では、0123 施設を利用しにくい地域の親子に遊び場を補完することを目的として、地域のコミュニティセンターの協力を得て、平成 13 年7月から「コミセン親子ひろば」を、市内のコミュニティセンターで、月1～2回程度実施している（平成 31 年 3 月現在、市内 14 か所で実施）。

〇コミセン親子ひろばの中には、民間の子育て支援団体が運営を行うものもあるが、市子ども政策課が直接運営してきたコミセン親子ひろばについては、平成 29 年度から 0123 施設からの出張事業とした。現在5か所のコミセン親子ひろばを 0123 施設が運営。市の子育て支援アドバイザーも、協力の形で参加している。

〇0123 施設の利用者支援専門員が、各地域のコミュニティセンターにアウトリーチすることにより、これまで支援につながらなかった利用者との関係が築けるほか、施設と地域コミュニティとの連携も、少しずつ広がりつつある。

3 子育てひろばボランティア養成講座

- 「コミセン親子ひろば」のボランティアスタッフを養成する目的で、年度内に2期（1期あたり講座3回、実習1回）、市の子育て支援アドバイザーが中心となり、「子育てひろばボランティア養成講座」を実施している。
- 本講座は、ひろばでのボランティアに限らず、さまざまな地域活動の可能性を伝える内容となっているため、受講者が、コミセン親子ひろばでのボランティアを行いながら、並行して他のサークル活動を立ち上げることも多い。これまで、市の子育て情報を配信する「むーままマップ」、子育て情報誌を発行する「ママとなり」、親子で楽しめる音楽コンサートを開催する「むさしのママ'S ミュージック（MMM）」、コミュニティセンターの運営に携わりながら自前の親子ひろばを実施する「けやき こもれびひろば」など、多くの市民活動が講座を通じてスタートした。これらの多くは育休中の母親が中心となり生まれたものである。
- 講座を受講した子育て当事者の親たちは、子育てをしながら支援活動にも関わり、その後育休が終わっても支援活動により他の親や地域とつながることができるという、好循環が生まれている。子育てをしながら主体的に地域で活動をすることで、自己肯定感を高める機会にもなっている。
- また、講座受講者には、すでに子育てを終えた世代も多いが、比較的時間にゆとりのある世代は、ひろばの安定的なボランティアスタッフとなってくれるほか、地域のコミュニティ活動とも関わりの深い方が多く、子育て世代と地域をつなぐ貴重な橋渡し役となっている。
- 本講座も、地域の人材を育成し、ネットワークを形成する効果を果たしていることから、平成29年度からO123施設の利用者支援専門員が企画・運営に関わり、市と協力して事業実施している。今後、講座の受講者がO123施設の運営にも関わってくれることで、地域のつながりがより深まることを期待している。

4 子育てひろばネットワーク

- 市全体の子育てひろばの質の向上を図るため、子育てひろばを運営・実施している施設や機関、団体関係者でネットワークを構築し、情報交換や先進事例の報告、スキル向上を目的とした研修等を行う「子育てひろばネットワーク」を、平成27年度に立ち上げた。
- 本ネットワークについては、まさしく利用者支援事業の地域連携に相当する内容であるため、O123施設も市とともに企画、運営を行っているが、各団体や専門機関等への呼びかけのしやすさの面などで、行政が主体的に関わるメリットが大きいため、当面は市主催の形で実施している。

〇〇123 施設は、会議の企画、運営に携わるほか、ネットワークで年2回発行する情報紙「子育てひろばおでかけ map」の編集、印刷を担当している。

〇また、ネットワークに参加している各子育て支援団体のイベント情報等を、市が運営する子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」の会員登録者（平成31年3月末時点で約3,300人）に、毎月1日にメールで送付している。

今後の展望

〇現在、市の東地区に〇123 吉祥寺、中央地区に〇123 はらっぱがあるものの、西地区に利用者支援事業（基本型）実施施設がないため、新たに西地区での実施を検討している。

〇とくに地域連携については、〇123 施設の利用者支援専門員に加え、市役所内に独自の子育て支援アドバイザーを置くことで、全市的なネットワーク形成や人材育成について、うまくコーディネートできているため、引き続き、子育てひろばである〇123 施設と、市の子育て支援アドバイザー、それぞれの強みを活かしながら、地域連携を進めていく。その際、〇123 施設は、各地区の子育て支援の中心として、より地域密着型の連携を深め、市は子育て支援アドバイザーを中心に、全体的なネットワーク形成や、地域間の連携の調整を行うなど、それぞれの役割を整理したいと考えている。

東村山市

ゆりかご・ひがしむらやま（母子保健型）



■拠点名称

ゆりかご・ひがしむらやま

■開設日

平成28年4月1日

■実施場所

〒189-8501 東村山市本町1丁目2番地3
東村山市子ども家庭部子育て支援課（いきいきプラザ）

【HP】

<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kosodate/ninshin/ninshin/boshi-yurikago.html>

概要：東村山市の利用者支援事業（母子保健型）

○東村山市では、平成28年度より母子保健型の利用者支援事業である「ゆりかご・ひがしむらやま」を開始した。妊娠期から出産、子育て期に切れ目ない関係性を構築すること、いつでも専門的な相談ができる場所を設けること、全ての妊産婦に対し手厚いコーディネートが可能とすることを目的とし、「東村山市の強みをさらに強化して子育てを応援していく事業」として手厚い相談事業を実施している。

開設の経緯

1 開設前の母子保健体制

○東村山市では、当事業が始まる30年以上前から保健師による母子健康手帳の直接配布を行ってきた。妊産婦自身やパートナーにとっての大切な健康教育及び意識変容の場として、専門職である保健師が直接渡すということを重要視して進めてきた。

○妊産婦自身の健康状態等についても、母子保健法に則った届出とは別に、健康相談の記録様式を作成し、体調や既往歴などをヒアリングすることで、妊娠期からの見守りを実施していた。

○しかし、市民の利便性を考慮し、保健師等が不在の地域サービス窓口（市内9ヶ所）でも母子健康手帳の交付が可能になったことで、当初100%であった専門職の対面による妊娠期の面接率が低下してしまった（平成27年度妊婦面接率79.8%）。また、高リスクでもなく、自主的に行政サービスと繋がることができないいわゆる「中程度リスク妊産婦」に対する支援の充実も課題であった。

○上記の課題点を克服し、助産師・保健師等専門職が、子育て期のファーストコンタクトである妊娠期の支援の充実を図ることで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施することを目的とし、「ゆりかご・ひがしむらやま事業」を開始することとした。

2 人員整備

○利用者支援事業母子保健型としてスタートする際も、既に実施していた東村山市の強みである「専門職による直接的な支援」を基本とし、事業展開を進めていった。

○予算と人員の調整が当然必要になるが、体制の整備などにおいて国や都からの補助があるのは市内の調整においても大きく、「子ども・子育て支援交付金」や「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」を有効活用するということで事業の展開を図った。

○人員整備において特に重要視したのが、助産師の活用である。国が示すプランなどにおいても、保健師だけでなく助産師の重要性が認識されてきていたし、新生児訪問などにおいて助産師が果たし

ていた重要な役割を間近で感じていた。そのことから、母子の支援のスペシャリストとして助産師を利用者支援専門員に登用するために内部調整を行った。

実施体制

現在の人員体制

○現在の人員体制は、保健師及び助産師の2名と、月に20日程度勤務する臨時職員の助産師が1名の専任3名体制で行っている。地区担当にも兼任として関わってもらっているが、原則として常時3人体制で事業を運営している。

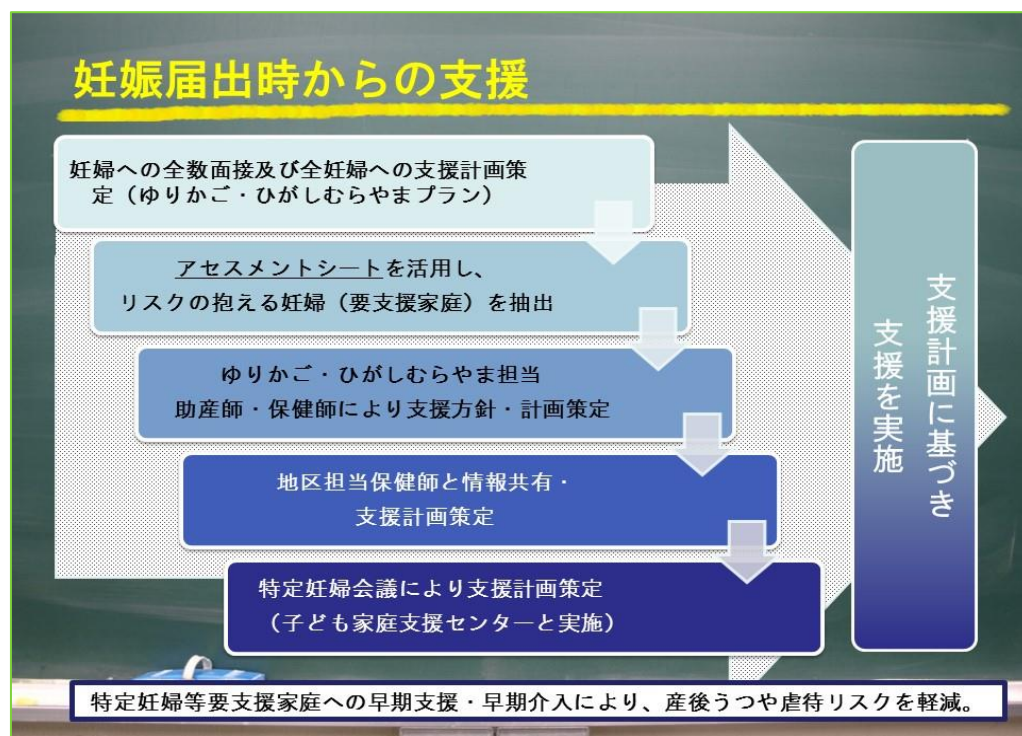
○当事業においては、職員のことを「母子保健コーディネーター」と呼び、妊婦面接などを行っている。

実施内容

1 相談の流れ

○基本的な相談の流れにおいて、最初の契機となるのが母子健康手帳交付時の面接である。後述の子育て応援ギフトも活用し、高い面接実施率となるように工夫している。その後は妊婦健診や歯科健診などにより母子との接点を保つほか、アウトリーチ型の取組などにより、子育て期まで切れ目なく専門職が関われるようにしている。

○相談の結果、その母子の状況を判断し、その後のさらなる支援へとつなげていく。リスクを見逃さないよう、段階的に方針を決定しながら、支援を行っている。



○相談の際、「保健師や助産師という専門職と面接をした」という意識がない人も多いため、面接後には「今日の面接は保健師の〇〇がしました」と記載されたシールを配り、母子健康手帳に同封するようにし、次回の相談をしやすい環境の整備等の工夫をしている。

2 子育て応援ギフト

○妊産婦とのファーストコンタクトを確実にとるための取組として、東村山市では子育て応援ギフトをプレゼントしている。条件は母子保健コーディネーターとの面接を実施することとしており、ギフトを進呈することをきっかけに、保健師や助産師との繋がりが生まれる。



○ギフトの内容は、おくるみ・よだれかけ・ハンカチなど。デザインや色を選べるようにし、母親たちにとって魅力的なものにすることで、面接の動機付けになるように考えている。内容を充実するためにも、育児パッケージが補助対象となる都の「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」を活用している。

○特にこの子育て応援ギフトは面接率の上昇に対して効果的で、事業を開始する前に課題としていた専門職による妊産婦の面接率は事業開始後には92.9%（平成28年度末）にまで上昇した。今なお100%に届かないのは、就労状況や里帰り出産などの理由によるものが大きく、月に一度土曜日の相談時間を設けるなど、相談体制の充実を図っている。

3 ゆりかご・ひがしむらやまプラン

○面接の実施によって母子保健コーディネーターとの繋がりができるが、重要なのはその後どのように妊婦自身が生活していくかということである。妊娠してから出産した後までの過ごし方などを妊産婦自身にしっかりと意識してもらい、母子保健コーディネーターと共有するための取組として活用しているのが、「ゆりかご・ひがしむらやまプラン」である。

○「ゆりかご・ひがしむらやまプラン」では、妊娠前期から出産後3か月までのそれぞれの期間において、何に気をつけて生活するべきかなどが記載されており、直接自分でチェックしたり、メモを書き込むことで、自分だけの生活・支援プランを作成することができるようになっている。



○「ゆりかご・ひがしむらやまプラン」は、面接時に配布する各種資料の中の1つである「妊娠・出産・子育てガイド」に掲載されている。このガイドは妊娠期に必要な知識や情報をわかりやすく冊子にまとめたものであり、近隣企業などからの広告掲載料を元に作成している。

※ゆりかご・ひがしむらやまプラン※

東村山市では妊娠・出産・子育てに関する情報を提供し、妊娠中の過ごし方や産後ケアを助けるため「ゆりかご・ひがしむらやまプラン」を作成し、お渡ししています。その後も助産師・保健師が引き続き相談をお受けします。東村山市 子育て支援課 子育て支援係 母子健康係

月 日	妊娠初期 (4週～15週)	妊娠中期 (16～27週)	妊娠後期 (28週～)	出産	1か月	2か月	3か月
妊婦健診	4週～15週 (1回) (母子健康手帳・各種受診票持参)	24週～27週 (1回)	28週～37週 (1回)	予定日 (1回)	産後1か月 (1回)	産後2か月 (1回)	産後3か月 (1回)
体調管理	※疲労に注意して体調を管理しましょう。 ※つわりで食事が摂れない場合は、無理をせず、少量ずつ摂りましょう。 ※産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	※体調が少しずつ安定してきます。食事のバランスに気を付け、無理のないように身体を動かしましょう。 ※体重の増えすぎに注意しましょう。 ※いつもより強い子宮収縮や解熱薬の服用がある場合は、医師に相談しましょう。	※お腹が張りやすくなり、アトピーやアレルギーの発症や悪化に注意しましょう。 ※体重は十分に増え、毎日入浴し、保水しましょう。	※産後1か月は休養で、自分のペースで赤ちゃんのお世話をしましょう。 ※産後の生活リズムを整え、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	※ママと赤ちゃんの1か月の生活リズムを整え、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	※ママと赤ちゃんの2か月の生活リズムを整え、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	※ママと赤ちゃんの3か月の生活リズムを整え、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。
生活	☑ チェック項目 【お仕事をされている方へ】 ☐ 職場に妊娠を伝え、必要な配慮をお願いします。体調が悪い時は無理をせず、休養をとりましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 【お仕事をされている方へ】 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	☑ チェック項目 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	☑ チェック項目 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	☑ チェック項目 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	☑ チェック項目 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	☑ チェック項目 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。	☑ チェック項目 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。 ☐ 産後の生活リズムを整えるために、お風呂や入浴剤の使用に注意しましょう。
必要な手続きと市のサービスと健診・教室等	☑ チェック項目 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。	☑ チェック項目 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。	☑ チェック項目 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。	☑ チェック項目 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。	☑ チェック項目 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。	☑ チェック項目 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。	☑ チェック項目 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。 ☐ 妊婦健診は産後1か月以内に行う必要があります。

4 アセスメントシート

○面接や「ゆりかご・ひがしむらやまプラン」の作成をとらえて、妊産婦の生活状況や環境などの確認を行った後、さらなる支援が必要と思われる妊産婦については、「アセスメントシート」を作成し、より具体的な支援方針を策定する。特定妊婦や若年妊婦については、面接実施後も継続して支援を重ねていく事が重要となるため、支援プランを明確化するために活用している。シートには生活歴や心身の健康など面接の中で得られた情報を記入しており、それをもとに支援方針や具体的な支援プランを作成していく。表面上だけでなく、背景にあるリスク因子を客観的な項目のもと記録・分析することで、専門職による評価基準の均一化を図っている。

5 支援との接点の充実（ゆりかご訪問・ゆりかごキャラバン・妊娠SOS）

○妊婦の支援の充実だけでなく、産後の支援を充実させるために実施しているものの一つが、訪問型の産前・産後サポート事業の「ゆりかご訪問」である。特に多胎・若年妊産婦等に対して、2週間

～1か月に一度のペースで最大4回助産師が訪問を行い、母子の健康状態の確認からお風呂の入れ方のアドバイスまで、生活に密着した支援を行う。訪問する必要がある妊産婦の把握については、母子保健コーディネーター等による検討会議を開催し、妊婦面接などにより得た情報をもとに対象者を決定している。

○市役所への交通の便が悪いなどの理由により気軽に市役所に来れない方たちの相談を受け付けるために定期的に行っているのが、出張相談「ゆりかごキャラバン」である。市内の子育てひろばなどに母子保健コーディネーターが出張し、乳児健康診査後の気になる母子のフォローや、個別支援の必要がある母子の早期発見に繋げる。平成30年度は4か所11回の出張相談を行った。

○また、平成30年度からは「妊娠SOSひがしむらやま」として、思いがけない妊娠や出産、中絶や避妊に関すること等の悩みを抱える方の相談を受け付けるため、電話及びメールによる相談窓口を設置した。名刺サイズのPRカードを作成し、公共施設や調剤薬局、市内ドラッグストアの妊娠検査薬売り場の近くなどに設置してもらい、周知を行っている。特に若年妊婦や望まない妊娠をしてしまった妊婦などの悩みを救い上げる取組として、今後も推進していく。

妊娠SOS ひがしむらやま

～1人で悩まずに相談してみませんか～

電話 **042-393-5445** (直通)
月～金曜日:午前9時～午後5時(祝祭日を除く)
相談無料(通話料はかかります)

メール ninshin-sos@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp



ひとりで抱え込まずにご相談ください。

月経がこない 妊娠したかも?	思いがけず妊娠した 誰にも相談できない	確実に避妊できる 方法を知りたい
産んでも自分で 育てられるかな	経済的に心配だけど どんな手当ある?	性病・性感染症って かかるとどうなの?
妊娠中から出産まで どんな経過をたどるの?		妊娠したけど、 どうしても産めない...

助産師・保健師など専門職(女性)が対応します。プライバシーは保護されます。
匿名の相談も可能です。(原則として、東村山市にお住まいの方が対象です)

東村山市 子ども家庭部 子育て支援課 母子保健係 [東村山市 妊娠SOS](#)

6 利用者支援事業のPR方法

〇ゆりかご・ひがしむらやま事業は、主にミニガイドを配布することでPRを行っている。民生・児童委員の会議や、エリアネットワーク会議で参加者に対し事業の主旨などを説明することで、それぞれのネットワークを活用して事業のPRを行うことができている。

他機関との連携体制

1 他機関との情報共有

〇基本型の利用者支援事業は、母子保健型と同じ建物で相談対応を実施している。子育てひろばで活動をしていた方が専門員となっているため、もともと関係性が築けていたこともあり、基本型で相談を受けた際に対応に悩むことがあれば、そのままの足で母子保健コーディネーターに引き継ぐなど、スピード感のある連携ができている。定期的な情報共有の場としても2か月に一度の会議の場を設けており、それを通じてお互いの役割分担や住民との距離感の認識の共通理解が深まっている。

〇母子健康手帳の交付時の面接や、その後の支援実施時に特定妊婦であることが分かった場合、またその疑いがある場合は、子供家庭支援センターと情報共有を行う。子供家庭支援センターが案件として受理した場合はすぐに一緒に動き、そうでない場合でも、経過を常に情報共有することとしている。

〇現在は所管が異なるが、平成28年度までは子供家庭支援センターは同じ子育て支援課であったため、連携を密にとることができている。さらに平成30年度からは子育てひろば事業の所管も同じとなったため、市内の子育てひろばで心配な親子がいた場合などにはすぐに情報を共有し、支援できるような体制になっている。

2 エリアネットワーク会議

〇東村山市では、利用者支援事業が始まる前からの既存のネットワークとして、「エリアネットワーク会議」を運営している。市内を5地域（中部・東部・西部・南部・北部）に分け、「地域まろごと子育て支援」というスローガンのもと、地域の実情などについて話し合い、子育てしやすいまちとしていくための取組を推進している。地区担当の保健師が会議に参加し、子育てに関わる専門的な知識の情報提供を行うほか、地域の子育てにまつわる環境の変化などの情報を提供してもらい、課内での共有を図っている。

〇会議の構成は各地域によって異なる場合があるが、行政機関や児童館、教育・保育施設のほか、地域住民や地域団体などが参加している。各地域では子育てまつりや子育てひろばの開催、子育てマップの作成など、それぞれの特色に応じた取組を行う。地域に根付いたエリアネットワーク会議が活発に活動することで、市内一体となった子育て支援の機運が生まれている。

今後の展望

包括的な支援の充実

○東村山市の母子保健の取組は、国が示す「子育て世代包括支援センター」の機能を有しているが、フィンランドのネウボラなどと比べるとやはりまだまだ支援の設備や人員を充実させる必要があると感じている。

○特に相談を受ける場所については、カウンター形式の窓口における実施では話しやすい空間という意味では限界があり、どんな時でも個室で対応できるような設備が必要である。東村山市では、平成28年度より、母乳相談などを実施するためのスペースとして個室の相談室を整備した。プライバシーが守られる中で助産師が相談にあたることで、より安心して話ができる環境を提供できるようになった。

○今後はこういったスペースに加え、ネット環境や水道設備など相談対応に必要な整備が充実した個室相談環境を整えるなど、切れ目ない支援の充実に向けて、引き続き取り組んでいきたい。



↑ いきいきプラザにある個室形式の「ゆりかご相談室」。
相談だけでなく沐浴の練習などができる。

参考資料

利用者支援事業 都内の実施状況（平成30年度末時点）

	区部		市部		町村部	
基本型	12 区	56 か所	13 市	39 か所	0 町村	0 か所
特定型	16 区	26 か所	16 市	18 か所	0 町村	0 か所
母子保健型	21 区	89 か所	24 市	29 か所	2 町村	2 か所
全体	21 区	171 か所	25 市	86 か所	2 町村	2 か所

各種加算（基本型・特定型）に係る取組の実施状況

○休日対応

	区部	市町村部	合計
実施拠点数	28 拠点（10 区）	20 拠点（8 市）	48 拠点（18 区市）

○出張相談

	区部	市町村部	合計
実施拠点数	13 拠点（6 区）	9 拠点（4 市）	23 拠点（10 区市）

○機能強化に向けた取組

	区部	市町村部	合計
実施拠点数	2 拠点（2 区）	3 拠点（3 市）	5 拠点（5 区市）

※平成30年度子ども・子育て支援交付金交付実績による